

航空保安業務処理規程第5管制業務処理規程・改正案

改正案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;"><b>Ⅲ 管制方式基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(I) 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 通 則</b></p> <p><b>【最低安全高度警報】</b></p> <p>(21) ターミナル管制機関は、監視対象空域の IFR 機(トランスポンダーが故障している航空機を除く。)に対して、ARTS 表示装置(タワーブライต์ディスプレイを含む。)に低高度警報(LA: LOW ALTITUDE WARNING)が表示された場合は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>a 最終進入フィックス(最終進入フィックスが定められていない計器進入方式の場合は、ターミナル管制所が定める地点)を通過した IFR 機及び着陸誘導管制所と通信設定している IFR 機に対して、当該表示があり、かつ、音声警報が発せられた場合には、当該機と通信設定を行っている管制機関は、当該機に対して警報を通報するとともに、高度について注意を喚起するものとする。</p> <p>b a 以外の IFR 機(進入管制区のみが監視対象区域であるターミナル管制所にあつては、進入許可が発出された航空機を除く。)に対して、当該表示があつた場合は、ターミナル管制所又は着陸誘導管制所は当該表示の有効性を判断し、当該機に対して警報を通報するとともに、高度について注意を喚起するものとする。ただし、当該機と飛行場管制所が通信設定しているときは、ターミナル管制所が当該表示の有効性を判断し、警報を通報するよう飛行場管制所に通知するものとする。飛行場管制所は、ターミナル管制所から通知された場合は、a と同様の措置をとるものとする。</p> <p>★低高度警報、直ちに高度を点検してください。</p> <p>LOW ALTITUDE WARNING, CHECK YOUR ALTITUDE IMMEDIATELY.</p> <p>注 上記 b の実施については、管制官の判断によることとするが、航空機にとって有益であることを考慮すべきである。</p>	<p style="text-align: center;"><b>Ⅲ 管制方式基準</b></p> <p style="text-align: center;"><b>(I) 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>2 通 則</b></p> <p><b>【最低安全高度警報】</b></p> <p>(21) ターミナル管制機関は、監視対象空域の IFR 機(トランスポンダーが故障している航空機及び着陸誘導管制所と通信設定している航空機のうち最終進入開始後の航空機を除く。)に対して、ARTS 表示装置(タワーブライต์ディスプレイを含む。)に低高度警報(LA: LOW ALTITUDE WARNING)が表示された場合は、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>a 最終進入フィックス(最終進入フィックスが定められていない計器進入方式の場合は、ターミナル管制所が定める地点)を通過した IFR 機に対して、当該表示があり、かつ、音声警報が発せられた場合には、当該機と通信設定を行っている管制機関は、当該航空機に対して警報を通報するとともに、高度について注意を喚起するものとする。</p> <p>b a 以外の IFR 機(進入管制区のみが監視対象区域であるターミナル管制所にあつては、進入許可が発出された航空機を除く。)に対して、当該表示があつた場合は、ターミナル管制所又は着陸誘導管制所は当該表示の有効性を判断し、当該航空機に対して警報を通報するとともに、高度について注意を喚起するものとする。ただし、当該機と飛行場管制所が通信設定しているときは、ターミナル管制所が当該表示の有効性を判断し、警報を通報するよう飛行場管制所に通知するものとする。飛行場管制所は、ターミナル管制所から通知された場合は、a と同様の措置をとるものとする。</p> <p>★低高度警報、直ちに高度を点検して下さい。</p> <p>LOW ALTITUDE WARNING, CHECK YOUR ALTITUDE IMMEDIATELY.</p> <p>注 上記 b の実施については、管制官の判断によることとするが、航空機にとって有益であることを考慮すべきである。</p>	<p>※ピーチ機による重大インシデントを受け、「着陸誘導管制所と通信設定している IFR 機」を対象に追加する</p> <p>除外対象を一部削除</p> <p>「着陸誘導管制所と通信設定している IFR 機」を最低安全高度警報が表示された際に注意喚起をする対象に加える</p> <p>「当該航空機」を「当該機」に統一</p> <p>表現の統一</p>